

NO. 582
平成23年(2011)
4/1(金)



小笠原 OGASAWARA -
村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL04998(2)3111
FAX04998(2)3222

住民基本台帳登録者数(3/1)

	2481人	
	父島	母島
人口	2,020人	461人
世帯	1,102	243

2月気象状況(父島)

最高気温	23.1
最低気温	9.7
平均気温	18.3
平均湿度	68%
月降水量	50.0mm

ダム貯水率

3/28現在	
父島	78.3/100
母島	76.6/100

ホームページアドレス

http://www.vill.ogawara.tokyo.jp

小笠原の花・木・鳥・魚

花	ムニンヒメツバキ	木	タコノキ
鳥	ハハジマメグロ	魚	アオムロ

東北地方太平洋沖
地震災害へのお見舞い

東北地方太平洋沖地震、並びに津波により被災された方々に心よりお見舞いを申しあげますとともに、不幸にもお亡くなりになった方々にお悔やみを申しあげます。

今回の地震、津波による被害については、村民の皆様もご承知のとおり誠に甚大であり、被災者の方々の心情は察するに余りありません。

現在、政府や自治体、支援団体、多くの国民の皆様により救援、復興活動が行われているところですが、当村ではなかなか直接的な支援を行うことが難しいところがあります。

このため、まずは村民の皆様には義援金の協力をお願いをさせていただいており、早速多くの方々から善意による義援金が寄せられております。引き続きご協力をお願いいたします。

今回の災害が発生した日に東京を出港したばかりであった共勝丸におかれましては、本社、および乗組員の大多数が被災地の方々にあつたにも関わらず、内地と小笠原との間のライフラインを担っているとの責任感から、引き返すことなく予定どおり小笠原へ物資を運搬していただき、大変感謝をいたしております。

被災地の状況は、自治体機能が回復しないことや、通信手段が復旧していないことなどから、まだ十分に把握できていないところがございます。170年前の中吉丸の漂着により縁のある若手県陸前高田市も甚大な被害を受けたようですが、自治体機能が十分に回復していないことから、詳細なことがまだわからない状況であり、今はただ、被災者の救援、被災地の復興が一日でも早く進むことを願うばかりでございます。

また今回の津波災害により、津波警報が発令された場合は、一刻も早く避難することが最も重要なことと改めて感じるところでございます。

います。村民の皆様におかれましては、避難の徹底について改めてご理解とご協力をお願いいたします。

当村では、幸いにも今回の地震、津波による人的被害はありませんでしたが、この災害に伴い、各地で物資の不足が報じられております。

村内のエネルギー関係の在庫については当面問題ありませんが、全国的な物流の停滞、需要の増大、生産の減少等により、今後は少なからず支障が生じることが予想されます。関係機関とも協力し村民生活に支障が出ないよう努力はいたしてまいります。被災された方々へできる限りの協力をしていくためにも、村民の皆様におかれましては、省エネ電気、ガス、水道、燃料等、資源の節約にご協力をいただけますようお願いいたします。

なお、物資の不足等に関して必要以上の風評に惑わされないようお願いいたします。

小笠原村長 森 下一 男

被災証明書の発行について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、建物・車両・船舶などに被害が生じた場合は、被災証明書の発行を受けることができます。

【申請および発行場所】

《父島》 総務課総務係

《母島》 母島支所

【申請期限】 4月28日(木)

問合せ先 総務課総務係 2 3111

小笠原村義援金

小笠原村役場では、3月28日現在1107万9386円の善意ある寄付が集まりました。この義援金は日本赤十字社をとおし、被災地の復興・支援に充てられます。

引き続きご協力をお願いいたします。

問合せ先 総務課総務係 2 3111

島嶼会館の営業休止に伴う
代替宿泊施設について

東北地方太平洋沖地震の被害により、現在、島嶼会館は営業休止しております。

この代替え措置として、宿泊施設の割引利用の案内を行っています。

詳しくは、総務課総務係または、母島支所にお問い合わせください。

問合せ先	総務課総務係	2	3111
	母島支所	3	2111

IP告知端末等の取り扱い

村内の各世帯に設置されているIP告知端末等について、電源を入れずに置いている例が一部で見受けられます。電源を入れていないと、緊急時の防災無線が聞こえなかったり、故障の原因になりますので、IP告知端末等の電源は常時入れておくようにしてください。また、IP告知端末等は大切な村の資産ですので、取り扱いには十分注意してください。引越等の際は自分で取外したりせず、お問い合わせください。

次の機器には、必ず電源を入れておいてください。



正常に作動しているかの確認について

「チャンネルつまみ」でIP告知端末のチャンネルを「3」または「4」に合わせる。

「音量つまみ」で音量を調節する。

調節に応じた音声が聞こえたら正常です。聞こえない場合は故障している可



性能がありますので、村役場までお問い合わせください。

お詫び

先日の東北地方太平洋沖地震による津波発生時、システムトラブルにより、屋内のIP告知端末より防災無線が流れませんでした。

大変ご迷惑をおかけしました。

問合せ先総務課 IT推進係 2 3 1 1 1

村営バスの運行について

この度の震災によるエネルギー節約対策の一環として、村営バスの運行について検討いたしました。

1回の運行では利用者の少ない場合もありますが、バスを貴重な島内交通手段として利用されている方もいらっしゃるから、通常の運行を続けることといたしました。今後の島内燃料供給状況によっては、変更もあります。

また、暫定措置として1か月の定期乗車券を販売します。

時刻表を参考に、島内のお出かけにあたっては村営バスのご利用をお願いいたします。時刻表は最寄りの停留所、営業所、村役場、村役場ホームページをご覧ください。

問合せ先

産業観光課 2 3 1 1 4

村役場ホームページ

http://www.vill.ogasawara.tky.jp

4月24日(日)は小笠原村議会議員選挙の日です
<母島は4月23日(土)繰上投票>
村民の代表を選ぶ重要な選挙です
忘れずに投票しましょう

【選挙日程】

告示日 4月19日(火)
 繰上投票日(母島) 4月23日(土) 午前7時から午後8時まで
 投票日(父島) 4月24日(日) 午前7時から午後8時まで
 開票日 4月24日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】 父島：小笠原村地域福祉センター 母島：母島村民会館

投票所へは投票入場券を持参してください。
 (入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方 および 20歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの生年月日は？ 平成3年4月26日以降 投票できません
 平成3年4月25日以前

小笠原村に転入の届出をしたのはいつですか？ 平成23年1月18日以前 投票できます() 転出された方は除きます
 平成23年1月19日以降 投票できません

【期日前投票制度について】

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前に投票をすることができます。
 期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができる制度です。
 期日前投票所へは、投票所入場券を持参してください。

投票の対象者：期日前投票を行う日に選挙権のある方で、かつ投票日当日に投票できない事由がある方
 (「宣誓書」の提出が必要です。)

期日前投票期間：4月20日(水)～4月23日(土)
 母島の期日前投票期間は4月22日(金)までとなります。

期日前投票所の場所と受付時間：父島 村役場総務課 午前8時30分～午後8時
 母島 母島支所 午前8時30分～午後6時

【 4 月 19 日 (木) 以降、父島 ~ 母島間で転居された方の投票について 】

父島 から 母島 へ転居された方 : 4 月 24 日 (日) の投票日に 父島 で投票となります。
4 月 22 日 (金) までに母島で期日前投票を行うこともできます。

母島 から 父島 へ転居された方 : 4 月 23 日 (土) の繰上投票日に 母島 で投票となります。
4 月 23 日 (土) までに父島で期日前投票を行うこともできます。

期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(= その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

	期 日 前 投 票 場 所	4月20日(水) ~ 4月22日(金)	4月23日(土) 母島繰上投票日	4月24日(日) 父島投票日
父島 から 母島 へ 転居された方	父島 村役場 (8:30 ~ 20:00)			×
	母島 母島支所 (8:30 ~ 18:00)		×	
母島 から 父島 へ 転居された方	父島 村役場 (8:30 ~ 20:00)			×
	母島 母島支所 (8:30 ~ 18:00)		×	

【小笠原村以外の区市町村で不在者投票を希望される方へ】

町村の議会議員選挙は、告示日から選挙期日(投票日)までの期間が5日間と短く、また、本村においては、本土との交通が船便のみという事情も加わり、村外での不在者投票が日程的に非常に厳しくなっています。
(内地での不在者投票が可能なのは4月20日(水)のみとなる可能性が高く、投票用紙の請求は4月上旬にしておく必要があります。)

村外での不在者投票を希望される方は、**すぐに選挙管理委員会へご相談ください。**

問い合わせ先 小笠原村選挙管理委員会事務局 2 - 3 1 1 1

非常勤職員の募集

小笠原村では、次のとおり非常勤職員の募集を行います。

【各職種共通事項】

《対 象》村内に在住の方で、平成23年4月1日現在18歳以上65歳未満の方

《任用期間》4月1日~平成24年3月31日の間で各職種ごとに定める期間

《勤務場所》小笠原診療所または、有料老人ホーム「太陽の郷」

《勤務時間》1週間当たり、5日および29時間以内。1日7時間45分以内。

勤務日数、時間については、要相談。

地方公務員法第16条に該当する人は申し込みできません。

詳細は、お問い合わせください。

職 種	募集人数	業務内容	資 格	時 給	試験方法
看護師	若干名	看護業務全般	看護師免許、または 准看護師免許	1,480円	面接試験
介護福祉士		介護および 介護指導業務	介護福祉士資格	1,290円	
介護員		介護業務	ホームヘルパー 2級以上	1,160円	
介護補助員		介護補助業務	不問	1,030円	
調理員		調理業務	調理師免許	資格あり 1,160円	
	不問		1,030円		

問合せ先 医療課診療所係 2 - 3 8 0 0

平成 23 年度小笠原村の予算

本年度予算につきましては、第 3 次小笠原村総合計画(後期 5 か年計画)における基本構想・基本計画に基づき、予算編成を行いました。

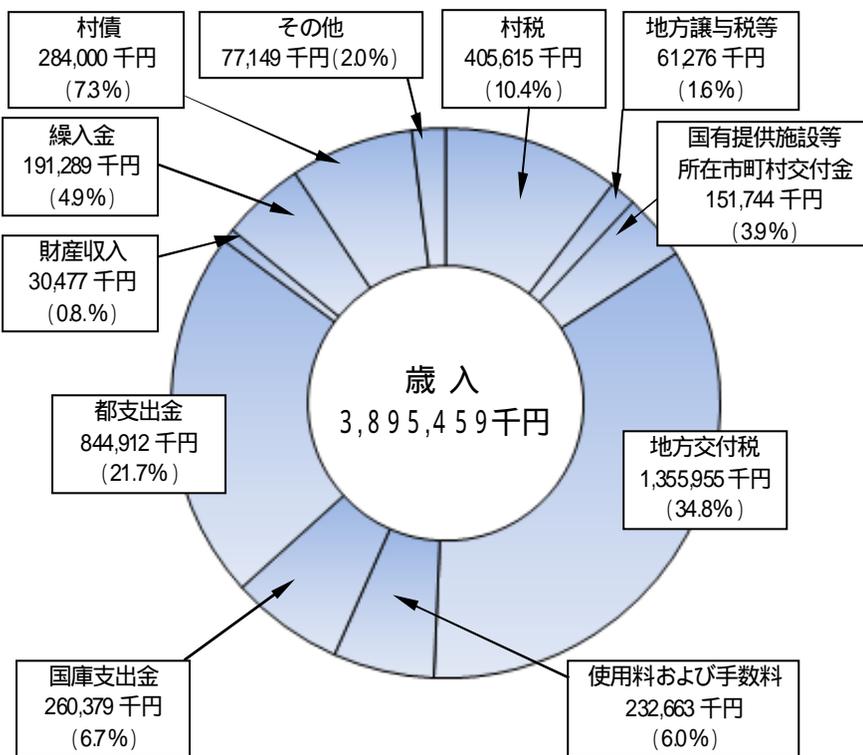
【重点項目】

- 航空路開設に向けた P I の推進
- 観光客増加を目指した集客対策事業の取り組みおよびエコツーリズムを基軸とした観光産業の振興
- 自然環境の保全と活用並びに世界自然遺産登録に向けた施策の展開
- 複合施設、上下水、浄化槽、道路等の生活基盤施設の整備
- 保健、福祉、医療、教育の充実

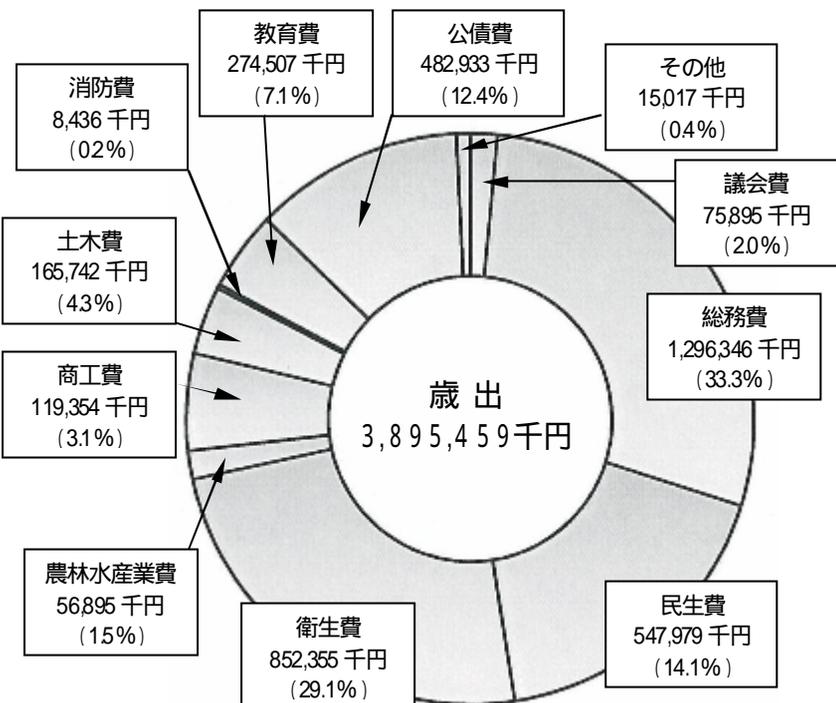
また、「複合施設および母島高齢者介護施設の運営を軌道に乗せる」、「簡易水道事業の改善(父島浄水場の移転、母島浄水場の改築推進を含む)」を平成 23 年度の予算における最重点項目としています。

一般会計は総額 38 億 9,545 万 9 千円で前年度当初予算と比較すると、5,662 万 1 千円、1.4%の減となっています。

平成 23 年度一般会計歳入予算



平成 23 年度一般会計歳出予算



【歳入の主な増減(前年度比)】

村税 (3.0%の減)
前年度より 12,446 千円減となりました。村民税個人、固定資産税、国有資産等所在市町村交付金および納付金、村たばこ税が減少しました。

地方交付税 (8.3%の増)
すべての自治体が一定水準の行政サービスを行えるよう国が交付するものです。前年度より 104,287 千円の増額となっています。

使用料及手数料 (10.6%の増)
有料老人ホーム「太陽の郷」開設による有料老人ホーム使用料、地上波デジタル放送開始によりテレビ放送受信装置使用料、一部事務手数料の改正により 22,390 千円の増額となっています。

国庫支出金 (18.0%の減)
父島の小中学校耐震診断、硫黄島遺骨収容事業にかかる補助金等が増額となりましたが、複合施設整備および遊歩道整備の事業終了に伴い、前年度より 57,071 千円の減額となっています。

都支出金 (6.7%の減)
市町村総合交付金、父島小中学校グランド芝生化にかかる補助金が増額していますが、やはり複合施設整備、遊歩道整備の終了により 61,015 千円の減額となっています。

繰入金 (18.0%の増)
基金の取り崩しや特別会計からの収入で、財政調整基金から 149,240 千円、産業振興基金から 13,181 千円、進学助成基金から 516 千円、宅地造成事業特別会計から 28,348 千円繰り入れます。

村債 (23.4%の減)
村が施設建設や大規模事業を行うために借入れる資金で、複合施設整備の終了により 86,900 千円の減額となっています。

【歳出の主な増減(前年度比)】

総務費 (15.7%の増)
主に行政運営に必要な経費です。硫黄島遺骨収容事業の増額、地上波デジタル放送対応開始に伴うテレビ関連事業の増額分が大きく、前年度より 175,426 千円の増額となっています。

民生費 (21.3%の減)
障害者、高齢者、児童福祉等のための経費で、有料老人ホーム運営経費、子ども手当分が増額となりましたが、複合施設整備完了に伴う減額分が大きく、前年度より 148,219 千円の減額となっています。

衛生費 (10.4%の減)
保健衛生や環境対策、ごみ処理等のための経費で、新診療所開設による運営費が増額するものの、複合施設整備完了に伴う減額分が大きく、前年度より 98,900 千円の減額となっています。

商工費 (45.0%の減)
商工業、観光事業のための経費で、集客対策事業が増額となっているものの、遊歩道整備および歩行者用観光案内標識設置など事業完了により、前年度より 97,716 千円の減額となっています。

土木費 (8.5%の増)
道路建設や公園整備、まちづくりのための経費で、道路整備事業費の増額により、前年度より 12,945 千円の増額となっています。

消防費 (10.5%の減)
主に消防団に要する経費で、昨年度小型可搬ポンプを購入した分の減額により、前年度より 994 千円の減額となっています。

教育費 (54.0%の増)
教育の充実やスポーツ・文化の振興のための経費で、父島の小中学校グランド芝生化による改修工事、父島テニスコートの老朽化による全面改修により 96,233 千円の増額となっています。

【会計別予算計上額】

	金額 (千円)	構成比 (%)
一般会計	3,895,459	78.3
国民健康保険特別会計	250,132	5.0
簡易水道事業特別会計	351,076	7.0
宅地造成事業特別会計	32,749	0.7
介護保険(保険事業勘定)特別会計	79,376	1.6
介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計	150,979	3.0
下水道事業特別会計	176,236	3.5
浄化槽事業特別会計	20,927	0.4
後期高齢者医療特別会計	26,686	0.5
計	4,983,620	100.0

第 3 次小笠原村総合計画 平成 23 年度予算反映状況

小笠原村では、総合的・計画的な行政の運営を図るために、第 3 次小笠原村総合計画を策定し、これに則して事務の処理を行っています。この総合計画は、地方自治法第 2 条第 4 項に規定されている「基本構想」と、「基本構想」実現のための具体的な事業計画を定めている「基本計画」からなり、その施策ごとの平成 23 年度予算への反映状況は下表のとおりです。

章	節	予算額(千円)	主要事業項目
第 1 章 人と自然が共生する村			
	1 計画的な土地利用	6,374	地籍調査、計画的な土地利用検討、有効活用促進
	2 自然環境の保全と活用	15,925	外来種啓発、適正利用実施、世界自然遺産関連 ほか
	小 計	22,299	
第 2 章 快適に暮らせる村			
	1 航空路の早期開設	17,689	早期開設の推進、普及啓発
	2 交通環境の整備	89,770	村営バスの運行、村道改良、村道災害防除 ほか
	3 情報通信体制の整備	132,439	地デジ放送運用、情報通信サービス提供 ほか
	4 良好な住環境の整備	-	検討、要望
	5 上・下水道の整備	239,364	扇浦浄水場移設関連、管渠改良、浄化槽設置ほか
	6 循環型社会の構築	142,177	ごみ処理・リサイクル経費、施設改修 ほか
	7 生活環境の向上	25,911	シロアリ対策、野ネコ対策、動物診療 ほか
	小 計	647,350	
第 3 章 活力ある産業で自立発展する村			
	1 活力ある農業の振興	11,589	有害鳥獣駆除、運賃補助、農産物販売促進事業 ほか
	2 安定した水産業の展開	17,965	シマアジ稚魚放流、運賃補助、水産物販売促進事業 ほか
	3 魅力ある観光拠点の整備	951	団体事業補助 ほか
	4 観光客受入体制と P R 活動の強化	45,190	金融支援、新集客対策事業、英語版パンフ作成 ほか
	5 小笠原ブランドの確立	11,813	観光宣伝事業、観光親善大使事業 ほか
	6 親しまれる商業地の整備	-	検討
	7 産業間の連携	150	産業活性化対策事業 ほか
	小 計	87,658	
第 4 章 すべての人が安心して暮らせる村			
	1 保健・医療・介護の充実	459,192	健康診断、診療所運営、介護保険サービス実施 ほか
	2 福祉の充実	58,879	社会福祉協議会運営費補助、保育園改修、障害者自立支援 ほか
	3 衛生施設の整備	-	検討
	4 消防防災体制の充実	33,687	災害備蓄品購入、消防車庫新設、防災無線保守 ほか
	小 計	551,758	
第 5 章 豊かな心でゆとりを持って暮らせる村			
	1 学校教育の充実	125,396	グラウンド改修、耐震診断、英会話教育実施 ほか
	2 生涯学習の環境整備	200	施設管理、学習機会創出 ほか
	3 小笠原文化の振興	1,938	文化団体支援、村文化財指定・保存、資料収集 ほか
	4 村民総スポーツの推進	37,500	スポーツ団体支援、体育施設整備 ほか
	5 国際化への対応	-	国際交流の促進 ほか
	6 硫黄島への対応	94,300	硫黄島訪島事業の実施、遺骨収集事業の促進
	小 計	259,334	
第 6 章 国民のオアシスを提供する村			
	1 エコツアーの実施	5,696	エコツーリズム推進 ほか
	2 小笠原らしい景観形成	137	街並み景観づくり推進 ほか
	小 計	5,833	
第 7 章 計画実現のために			
	1 村民参加システムの確立	2,367	村民だより発行・村勢要覧更新 ほか
	2 効率的な行財政運営の確立	68,049	総合行政システム運用 ほか
	3 職員の資質向上	786	研修参加負担金 ほか
	4 関係機関への要請	-	要請
	小 計	71,202	
総 計		1,645,434	

(注) 本表は第 3 次小笠原村総合計画の項目ごとの事業経費であり、経常的な経費は含んでいないため、平成 23 年度予算総額とは一致しません。

防災行政無線の 定時チャイムの変更

毎日、防災行政無線で放送している午後5時の定時チャイムについて、「やしの実」から、小笠原の民謡である「丸木船」に変更いたします。

【変更日】 4月1日(金)

問合せ先 総務課総務係 2 31111

地域振興に係る 補助事業の募集(第1回)

東京都島しょ振興公社では、島しょ地域の地域振興に係る事業を行う団体等に対し、事業費の一部を補助する事業を行っています。補助の条件などは次のとおりです。

【補助対象団体】

概ね5名以上(村在住者)で構成され、代表者・会則等のある団体等
島しょ地域に主たる事業所を有する小規模企業者
島しょ地域内の個人事業者
平成23年度より小規模企業者・個人事業者も対象となりました。

【対象事業】

地域振興に係る特産品に関する事業
地域振興に係る観光振興に関する事業
地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

【補助金額】

補助対象経費の5分の4以内で100万円(特に必要と認められる事業については200万円を上限とする)。

なお、補助事業のうち、視察に関するものは、補助の対象としない。

【事業期間】 平成24年3月末日まで

【提出書類】

申請書および収支予算書(指定様式)、会の規約、会員名簿
補助金交付要綱は総務課で配布

【提出期限】 4月25日(月)

【提出先】

《父島》 総務課企画政策室
《母島》 母島支所庶務係

【注意事項】

振興公社では、提出された計画書をもとに補助事業の対象とすることがどうかを審査・決定しますので、申請書には事業の内容、目的および効果を詳しく明示してください。

問合せ先 総務課企画政策室2 31111

固定資産課税台帳の閲覧 および価格等縦覧帳の縦覧

固定資産税は、総務大臣の定める固定資産評価基準により村長が固定資産の価格を決定し、この価格に基づいて課税されます。土地および家屋の所有者などは、この価格を知るため、固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧をすることができま。

また、固定資産税の納税者は、村内の他の土地または家屋の価格と比較するため、価格等縦覧帳を縦覧できます。

【固定資産課税台帳の閲覧】

《期間》 4月1日～翌年3月31日

(平日・休日を除く)

《時間》 午前8時～午後5時15分

(正午～午後1時30分を除く)

【価格等縦覧帳の縦覧】

《期間》 4月1日～4月30日

(平日・休日を除く)

《時間》 午前8時～午後5時15分

(正午～午後1時30分を除く)

【閲覧および縦覧場所】

《父島》 財政課税務係
《母島》 母島支所庶務係

問合せ先 財政課税務係 2 31112

固定資産税の納付期限

平成23年度固定資産税第1期の納付期限は、5月2日(月)です。お忘れのないようお願いいたします。

口座からの自動払い込みを申し込まれている方は、口座の残高不足にご注意ください。

問合せ先 財政課税務係 2 31112

後期高齢者医療 保険料納期などについて

平成23年度保険料は、東京都後期高齢者医療広域連合で7月下旬までに確定(決定)され、8月上旬頃までにその決定通知書と納入通知書を小笠原村から送付する予定です。

【普通徴収の方】

確定した保険料を、8月以降の納期毎に、4期に分けて納めていただくこととなります。

《普通徴収の納期限》

第1期 8月31日(水)

第2期 10月31日(月)

第3期 12月27日(火)

第4期 2月29日(水)

【特別徴収の方】

4月支給の年金(偶数月支給)から新年度の保険料の仮徴収が始まります。

前回支給月の2月支給の年金より徴収された期割額と同額を、新年度の4月、6月、8月支給分年金から徴収し、7月の保険料の確定によって、4月～8月の仮徴収で納めた額を控除した残額を、10月以降に支給される年金から納めていただくこととなります。

原則として、保険料は年金の支給時に天引きされる特別徴収となりますが、口座振替による普通徴収での払込を「選択」することが出来ます。「ご希望される方は、口座をお持ちの金融機関窓口にて届出をお願いします。また、届出から手続き完了まで2月以上かかります。

後期高齢者医療制度について、被保険者の皆様にはもちろん、この制度を支える若年世代の方々にもご理解していただくために、東京都後期高齢者医療広域連合では広報誌「東京いきいき通信」を発行し、小笠原村では全戸配布されています。

制度のしくみや運営などは、広域連合の問合せセンターまでお願いします。

【広域連合お問合せセンター】

《開設時間》 土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時

《連絡先》 0570 086 519

FAX 0570 086 075

問合せ先 村民課住民係 2 31113

行政相談所の開設

【日時】 4月15日(金)午後7時～9時

【場所】 地域福祉センター

【行政相談委員】 山田 捷夫

《住所》 小笠原村父島字奥村

《連絡先》 090 7173 6768

予約の必要はありません

問合せ先 村民課住民係 2 31113

狂犬病予防注射と犬の登録

生後91日以上の犬の飼主には、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

定期集合注射を実施しますので、忘れずに受けさせてください。

狂犬病予防注射日程

【父島】

《日時》 4月13日(水)午前9時～正午
《場所》 島しょ保健所小笠原出張所

【母島】

《日時》 4月14日(木)午前10時～正午
《場所》 母島支所

海況等により実施できない場合は、父島は20日(水)、母島は21日(木)に変更して行います。

【費用】 釣り銭のないようお願いします。

予防注射のみ 3550円
予防注射と新規登録 6550円

問合せ先

総務課企画政策室 2 3111
母島支所庶務係 3 2111
島しょ保健所小笠原出張所 2 2951

父島におけるノヤギ駆除事業

父島のノヤギによる農業被害を防止するため村が実施している銃器および、わなによるノヤギ駆除は、平成22年度中に銃器219頭、わな29頭(3月28日現在)、合計248頭を駆除しました。

なお、今年度から、奥村周辺に頻繁に出没するノヤギを駆除するため、都道湾岸道路第一トンネルの奥村側入口から手前200m以内の山側の区域で、銃器による駆除を実施します。駆除の際、集落地域で銃声が聞こえる可能性があります。安全確認を厳重に行い、事故防止対策を徹底したうえで実施しますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先 産業観光課 2 3114

2010小笠原フォトコンテスト

入選作品の発表

2010小笠原フォトコンテストの審査特別審査員・写真家 神原透雄氏)を実施し入

選者を決定しました。多数のご応募をいただきありがとうございます。入選作品については、村のホームページをご覧ください。また、おがさわら丸船内に写真パネルの展示も行ないます。

入選者 「」内は作品名 敬称略

【金賞】

「空を泳ぐ」 南 俊夫

【銀賞】

「余韻」 染田 祐樹

【銅賞】

「よっこそ小笠原へ」 仲村渠 まみ

【特別賞】

「オカヤドカリ」 天野 綾子

「カツオ鳥グライダー」 高木 潤

「ハシナガ踊る」 田中 宏和

【佳作】

「私の特等席」 今泉 貴裕

「あつ、いるいる！」 川上 恵一

「家族の島、小笠原」 追川 佳奈子

「混浴」 川又 孝弘

「親子の共演……」 富田 マスオ

「光の中で」 福田 克之

「海面の雲」 高橋 智子

「ありがとつ」 熊谷 道代

「ずっとここに」 酒井 隆明

「少年」 井口 仁

問合せ先 産業観光課 2 3114
村役場ホームページ
<http://www.vil.ogawara.tokyo.jp/>

小笠原陸域ガイド登録制度に

関する検討状況(報告)

小笠原エコツーリズム協議会では、「小笠原陸域ガイド登録制度」運用開始に向けて様々な検討を進めてまいりました。

この登録制度は陸域ガイドの質を高め、小

笠原固有の自然や文化を保全して適正で持続的な利用を図り、利用者や地域社会に信頼されるガイドとしての地位を確立することを目的としています。主に陸域の野外において、有料で小笠原を案内したり解説したりする方を対象としております。

3月26日に開催された協議会では、ガイド登録制度の実施要綱等について協議が行われました。

要綱に定めた陸域ガイドに登録されるための主な基準は次のとおりです。

- 小笠原村に住所を置き、ガイド業等への1年以上の実務実績があること(基準に満たない場合でも「研修ガイド」として登録が可能です)
- 各種法令や自主ルールを遵守し、プロフィールなどの情報を公開すること
- 小笠原陸域ガイド講習を受講していること

傷害保険および活動中の過失責任による賠償責任保険に加入していること

「上級救命救急士」等の救命・救急法の資格を有していること

別途社会福祉協議会で、「上級救命救急士」講習会の募集がありますので、今後登録を希望される方で資格をお持ちでない方は、この機会の受講をお奨めします。

本制度に基づく「小笠原陸域ガイド講習」等は今年度から実施いたしますが、初年度に対応など課題もありますので、詳細についてはあらためてお知らせいたします。

小笠原エコツーリズム協議会では引き続きエコツーリズムを基軸とした観光振興のため様々な課題について協議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

問合せ先

小笠原エコツーリズム協議会 2 3114
事務局 村役場産業観光課

村役場人事異動

【係長級】

総務課IT推進係長

櫻田 誠《医療課診療所係長》

医療課診療所係長

嶋 太郎《医療課診療所係長》

教育課教育係長

田久保 洋《教育課教育主査》

総務課総務係主査

町井 和博《総務課IT推進係長》

財政課財政係主査

及川 英典《教育課教育係長》

村民課住民係主査

浅賀 享平《村民課福祉係主査》

建設水道課主査

松谷 諭《総務課総務係主査》

教育課教育係主査

亀山 孝《建設水道課主査》

総務課総務係主査昇格

山下 正裕《財政課財政係主任》

総務課企画政策室主査昇格

石原 洋介《総務課企画政策室主任》

財政課財政係主査昇格

川上 勲《財政課財政係主任》

建設水道課主査昇格

清水 幸司《建設水道課主任》

【主任級】

財政課税務係主任

小林 修一《村民課住民係主任》

村民課福祉係主任

安藤 武史《総務課総務係主任》

医療課診療所係主任昇格

小野寺 将嘉《医療課診療所係主事》

【主事級】

村民課福祉係母島勤務

安田 笑子《村民課福祉係父島勤務》

医療課診療所係

奥原 茂《財政課付》

【採用(主任級)】

村民課福祉係主任

金児 千鶴《介護支援専門員》

村民課福祉係主任(父島保育園)

泉原 みどり(保育士)

松澤 寿恵(保育士)

村民課福祉係主任(母島保育園)

奥山 紀子(保育士)

医療課診療所係主任(太陽の郷)

木村 賢(介護福祉士)

【採用(全事級)】

医療課付(小笠原村診療所)

小宮 さつき(薬剤師)

佐伊 友子(栄養士)

鈴木 靖範(理学療法士)

竹部 泉(助産師)

佐々木 順子(看護師)

賀川 美也子(看護師)

亀崎 美智子(看護師)

元田 ちづる(看護師)

萩元 紋子(看護師)

医療課付(太陽の郷)

堀 洋子(介護福祉士)

猪村 和江(介護員)

母島支所付

田口 哲郎(技術)

【採用(医師)】

医療課付(小笠原村診療所)

高田 寿

【採用(任期付)】

村民課付(父島保育園)

井上 裕美子(保育士)

医療課付(太陽の郷)

高橋 はるみ(介護福祉士)

小澤 直也(介護員)

保坂 麻美子(介護員)

北村 結希(介護員)

【派遣職員(転入)】

医療課診療所係(母島診療所)

岡田 祐樹(医師)《東京都》

【派遣職員(転出)】 3月31日付

東京都

堀家 英之(医師)

《診療所診療所係(母島診療所)》

【退職】 3月31日付

野上 貴代(保健師)

《村民課福祉係母島勤務》

鈴木 香奈(保育士)《村民課福祉係》

村長出張報告

【出張期間】 2月27日～3月8日

離島航路改善検討協議会出席

島嶼町村一部事務組合会議出席

島しょ振興公社理事会出席

地域創造力対策協議会出席

東京都町村会町村長会議出席

海底光ケーブル打ち合わせ(NTT)

国会議員挨拶 等

問合せ先 総務課総務係 2 3111

官公署等のこた

母島巡回労働相談

小笠原総合事務所が実施する、4月の母島巡回労働相談の日程は次のとおりです。

当日、都合が悪く来館できない方は、電話による相談も可能です。

【日時】 4月11日(月)午後5時～6時

【場所】 母島村民会館2階会議室

【相談内容】

労働条件(労働時間、賃金、解雇等)

求人求職(求人・求職申込等)

労災保険(加入、労災給付等)

雇用保険(加入、失業給付等)

問合せ先 小笠原総合事務所2 2102

森林生態系保護地域への入林受付

および簡易講習の実施

母島において国有林内の指定ルートを利用するための簡易な講習と入林申請受付を実施します。

父島においては、随時実施していますので電話での予約をお願いします。

なお、この講習の対象者は村民としてレクリエーション目的で利用される方に限ります。

【日時】 4月15日(金)午後7時～8時

【場所】 村民会館 2階会議室

【必要なもの】

印鑑、村民であること、および18歳以上であることが確認できるもの(免許証など)

年間入林申請(年間パス)および講習修了証の有効期間をご確認ください。期間終了後も引き続き指定ルートを利用するためには再申請または更新講習の受講が必要です。

問合せ先

小笠原諸島森林生態系保全センター

小笠原総合事務所国有林課 2 2103

宿泊税(都税)について

宿泊税は、島内(都内)のホテル・旅館に宿泊する方に課税される都税です。

宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられます。

宿を新規に開業される方や、すでに宿を開業されている方で宿泊料金を変更なさった場合は、次の内容に、ご留意願います。

【納める額】 宿泊数×税率

宿泊料金 (↑人1泊)	税率
1万円以上	
1万5千円未満	100円
1万5千円以上	200円

宿泊料金とは、食事料金などを含まない、いわゆる「素泊まり」の料金をいいます。

【納める時期および方法】

ホテル・旅館の経営者(特別徴収義務者)が、宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに、支庁または、千代田都税事務所へ申告して納めます。

事前に、特別徴収義務者としての登録申請等の手続きが必要となります。電子申請可)

問合せ先

小笠原支庁総務課行政係 2 2121

東京都小笠原住宅あき家人居者募集

【募集対象】

6月1日から平成24年5月31日までに発生するあき家住宅(母島)については、6月1日時点であき家になっている住宅を含む)

【申込資格】

昭和19年3月31日に小笠原に住所を有し、昭和43年6月25日に小笠原諸島以外の日本国内に住所を有していた方で、小笠原諸島に永住を希望する方

の配偶者または直系血族の方で小笠原に永住を希望する方

申込日現在、小笠原村に住民登録をし、小笠原村に居住している方

【申込期間】

4月18日(月)～5月6日(金)

郵送の場合は5月6日(金)の消印有効

【募集案内配布】

4月1日(金)～5月6日(金)までの間、募集案内を次の場所で配布します。

小笠原支庁土木課

小笠原支庁母島出張所

東京都住宅供給公社募集センター

総務局行政部振興企画課

問合せ先

小笠原支庁土木課住宅係 2 2123

原付免許学科試験の実施

【試験日時】 4月23日(土)午前9時
 【申込締切】 4月22日(金)午後5時
 申込書は警察署に準備してあります。
 申込時に本籍記載の住民票が、必要になります。

【試験場所】 小笠原警察署 2階講堂

問合せ先 小笠原警察署 2 2110

平成23年度「島しょ法律相談」

電話による弁護士無料法律相談

東京都では、島しょに居住される方が、法的なトラブルに出会った時のために、電話による弁護士の無料法律相談を行っています。

【相談日】 毎週月・水・金曜日
 祝祭日を除く。

【相談時間】 午後1時～4時

相談中の場合、お待たせすることもございます。事前にご予約をいただくと確実です。

事前予約受付時間

月～金曜日午前9時～午後5時
 問合せ先・相談・事前予約受付
 東京都生活文化局 都民の声課
 03 5388 2245

東京三弁護士会による法律相談

相談を希望される方は、ぜひこの機会をご利用ください(予約が必要です)。

【相談内容・時間】

無料一般相談(1コマ40分以内)

【母島】

《日時》 4月16日(土)午後7時～9時

《場所》 母島支所2階会議室

【父島】

《日時》 4月17日(日)午後3時～5時

《場所》 村役場村民相談室

【予約受付時間】

午前9時30分～午後5時
 土、日、祝日および正午～午後1時を除く
 次回は、6月の予定です。

【主催】 東京弁護士会

第一東京弁護士会
 第二東京弁護士会

問合せ・予約電話番号

法律相談センター

03 3595 8575

電話による無料法律相談

第二東京弁護士会主催の電話無料法律相談を島しょ部住民を対象に実施します。

【相談内容】 無料一般相談

【日程】 4月22日(金)

【実施時間】 午前10時～正午

↑件あたり概ね20分

相談を希望される方は、予約が必要となりますので、前日までに連絡をお願いします。

事前予約受付

第二東京弁護士会法律相談センター

03 3592 1855

当日の問合せ先

03 3581 2407

東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業創設

振興補助事業創設

島しょ振興公社では、新しい補助事業として「東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業」を創設いたしました。

新たに取り組み事業を支援します。

【補助対象事業者】

中小企業、個人事業者、創業予定者等
 法人または個人で、東京都島しょ地域に主たる事業所を持ち、事業を営んでいる

こと(法人の場合は島しょ地域に登記、個人の場合は島しょ地域に開業届出していること)。

創業予定者の場合は、事業完了までに、島しょ地域に登記または開業届出が必要。

【対象事業】

地域資源を活用した特産品に関する事業
 地域資源を活用した観光の振興に関する事業

右記に関連した事業展開に関する事業

【条件】

補助申請は、東京都中小企業振興公社が実施する東京都中小企業応援ファンド地域資源活用イノベーション創出助成事業(以下「ファンド助成事業」)への申請を条件とし、当該助成事業の審査結果に基づき、採択します。

【補助金額】

対象経費の10分の9からファンド助成金額を除いた額
 対象経費はファンド助成事業と同じ。

《当公社補助限度額》 1千万円

《ファンド助成事業限度額》 800万円

《合計》 1800万円

【事業期間】 2年以内

【その他】 募集する時は、年2回町村広報によりお知らせします。

問合せ先

東京都島しょ振興公社企画管理課

03 5472 6546

公社と協同で行う

人材育成事業(第1回)

島しょ振興公社では、平成20年度から「地域振興に係る人材育成事業」を実施してきましたが、「地域振興に係る補助事業」と別事業

であることを明確にするため、このたび「公社と協同で行う人材育成事業」と名称を変更し、年1回の募集から年3回の募集に改めます。

第1回募集は次のとおりです、お申し込みをお待ちしております。

【事業内容】

島の振興に必要な人材育成事業計画を公社と申請者が役割分担に応じて協同して実施する。

【支援の対象となる団体・グループ】

概ね5名以上(島しょ地域在住者)の組織、団体やグループ
 小規模企業者や個人事業者に属する従業員、スタッフ

【対象事業】 人材育成を目的とした事業

【申込から事業終了までのスケジュール】

《募集期間》 4月1日(金)～5月31日(火)

《事業期間》 平成24年3月末まで

《役割分担》

採択後、公社と申請者は事業内容に応じて、それぞれの役割分担を協議します。

《報告書》

事業終了にあたり、申請者は事業報告書を提出します。

問合せ先

東京都島しょ振興公社業務課

03 5472 6546

東京諸島特産品PRスタッフ募集

島しょ振興公社では、毎年各地で開催されるイベントに出展し、東京諸島や特産品のPR活動に取り組んでいます。ついては、PRスタッフの募集を行いますので、ご応募、ご紹介をお待ちしております。

【仕事内容】

イベント会場での東京諸島特産品販売およびPR

土日の2日間で年間15回のイベントに参加予定。

【勤務地】
東京都、神奈川、千葉、埼玉などの各イ
ベント会場

【日給】1万円(交通費込み)

【勤務時間】午前9時～午後5時

各イベントよって変更があります。

登録制なので皆さんのスケジュールに合
わせて対応します。

【資格】

都内在住で伊豆諸島・小笠原諸島出身の
18歳以上の方

【申込方法】履歴書を郵送してください。後
日面接を行います。

【申込締切】4月28日(木)

問合せ先

東京都葛飾区振興公社業務課

03 5472 6546

父島上級救命講習会受講生募集

中学生以上の村民の方を対象に、父島上級
救命講習会(新規講習・再講習)を開催します。
受講者修了者には「上級救命技能認定証」が
交付されます。

【新規講習】

《対象》

初めて受講する方、認定期間が過ぎて
いる方。

《日程》6月19日(日)、20日(月)

午前9時～午後5時(昼休憩有)

《参加費》2600円

《テキスト代および教材》

【再講習】

《対象》平成21年に講習会を受講した方

《日程》次の日程からお選びください。

6月18日(土)午後7時～10時

6月20日(月)午前9時～正午

6月20日(月)午後2時～5時

《参加費》1600円

《テキスト代および教材》

【共通事項】

《場所》地域福祉センター多目的ホール
都合により会場変更させていただきます
場合があります。

《定員》村内掲示板にてご確認ください。

《内容》救命手当(成人、小児、乳児)、
AEDの取り扱い、応急手当等

《募集期間》4月1日(金)～30日(土)

申込み・問合せ先

小笠原村社会福祉協議会 2 2911

社会福祉法人明老会

非常勤訪問介護員募集

【仕事内容】

訪問介護事業所での介護業務、事業所事
務他

【採用人員】1名

【応募資格】

介護福祉士、普通車運転免許(AT可)、
ホームヘルパー経験3年以上

【給料等】日給9100円(月払い)

各種保険完備、年度契約・更新あり

【勤務時間】午前8時～午後6時の内7時間

【休日】週休2日制、シフト表により決定

【募集期間】決定まで

詳細については、お問い合わせください。
申込み・問合せ先

社会福祉法人 明老会

小笠原村高齢者在宅サービスセンター
2 3911

グラウンドゴルフ月例会

参加者募集(父島)

社協では村民の健康維持増進を図り、世代
交流と生きがいづくりの一環として、グラウ
ンドゴルフ普及事業を実施しています。

つきましては、月例会を実施しますので奮
ってご参加ください。

【日時】4月16日(土)午前9時

【会場】奥村グラウンド

【参加費】無料

【申込締切】4月15日(金)

【申込場所】地域福祉センターおよび、クラ
ブハウスカウチャー

【競技方法】

8ホール4ラウンド(個人戦)

合計打数の少ない人が勝ち。

初めての方も楽しくプレーができます。

クラブ、ボールは社協で用意します。

競技運営協力者を募集しています。

申込み・問合せ先

小笠原村社会福祉協議会 2 2486

地域福祉センター父島図書室より

2011「子どもの読書週間」

友だち100冊つくるんだ

こどもたちにもつと本を、こどもたちにも
と本を読む場所をとの願いから、4月23日の
「世界の日」「子ども読書の日」から3週間
(4月23日～5月12日)2011年「こども
の読書週間」が実施されます。

「幼少の時から書物に親しみ、読書の喜びや
楽しみを知り、物ごとを正

しく判断する力をつけてお
くことが、こどもたちにと

ってどんなに大切なことか
。こどもに読書を勧める

だけでなく、大人にとって
もこどもの読書の大切さを

考えるとき、それが「こど
もの読書週間」です。(社)

読書推進運動協議会より「

昨年引き続き、クイズ

ラリーを実施する予定です

ので、どうぞご参加くださ

い。

ヤングアダルト(10代の青少年向き)の本
は2階図書室にあり、大人にも読める絵本も
あります。

赤ちゃんから小学校中学年くらいまでの児
童向けには、1階に約6千冊(2010年に

は3776冊の貸出がありました)の本があ
ります。2008年5月から一時的に、福祉

団体室2と、ボランティアコーナーの一部に
書架を設置し、子どもの本を分割して移転・

開架しています。使いにくい点が多々あるか
と思いますが、徐々に改善していきます。ぜ

ひお子さんと一緒に図書室にお越しください。

2005年度より、父島内の各学校図書室
と父島図書室とが連携し、図書室を充実さ

せて、こどもの読書を推進するように相互協力
しています。

問合せ先

地域福祉センター父島図書室

小笠原小学校図書室 2 2911

小笠原中学校図書室 2 2012

小笠原高校図書室 2 2502

小笠原小学校図書室 2 2346

小笠原中学校図書室 2 2346

小笠原高校図書室 2 2346

小笠原小学校図書室 2 2911

小笠原中学校図書室 2 2012

小笠原高校図書室 2 2502

小笠原小学校図書室 2 2346

小笠原中学校図書室 2 2346

小笠原高校図書室 2 2346

小笠原小学校図書室 2 2911

小笠原中学校図書室 2 2012

小笠原高校図書室 2 2502

小笠原小学校図書室 2 2346

小笠原中学校図書室 2 2346

小笠原高校図書室 2 2346

小笠原小学校図書室 2 2911

小笠原中学校図書室 2 2012

小笠原高校図書室 2 2502

小笠原小学校図書室 2 2346

小笠原中学校図書室 2 2346

小笠原高校図書室 2 2346

小笠原小学校図書室 2 2911

小笠原中学校図書室 2 2012

小笠原高校図書室 2 2502

小笠原小学校図書室 2 2346

小笠原中学校図書室 2 2346

小笠原高校図書室 2 2346

4月の燃料油価格変動調整金

4月の調整金を含む運賃(旅客・貨物)は、次のとおりとなります。
翌月以降の調整金については、直接営業所(2 2111)まで、お問い合わせください。()内は変動調整額 単位:円

等級	大人	小人	
2等	4,350 (+570)	2,180 (+290)	
1等	8,690 (+1,130)	4,350 (+570)	
村民割引(往復)2等	5,660 (+740)	2,840 (+380)	
貨物運賃	1等品	8,790 (+726)	
	2等品	8,240 (+680)	
	3等品	7,691 (+635)	
	小口貨物(1口)	0.10トン以下	881 (+73)
		0.075トン以下	664 (+55)

おがさわら丸

等級	大人	小人	
2等	23,590 (+1,020)	11,800 (+510)	
特2等	35,380 (+1,530)	17,700 (+770)	
1等	47,180 (+2,040)	23,590 (+1,020)	
特1等	54,540 (+2,350)	27,280 (+1,180)	
特等	59,040 (+2,550)	29,530 (+1,280)	
2等(学割)	18,880 (+820)		
2等(身体障害者割引)	11,800 (+510)	5,910 (+260)	
村民割引(往復)2等	35,390 (+1,530)	17,710 (+770)	
貨物運賃	1等品	15,660 (+456)	
	2等品	14,579 (+425)	
	3等品	13,411 (+391)	
	小口貨物(1口)	0.10トン以下	1,569 (+46)
		0.075トン以下	1,168 (+34)

ははしま丸

伊豆諸島開港線
0334515171

小笠原海運線
0334515171

健康・保健のコーナー

眼科

【父島】

《日時》 4月17日(日)午後18日(月)午後

19日(火)午前・午後
20日(水)午前・午後
21日(木)午前

【母島】

《日時》 4月22日(金)午後23日(土)午前・午後

25日(月)午前・午後

受診の際には、アイメイクはしないでください。

眼科検査後は、普段よりも眩しく物が見えづらくなります。お車等の運転は大変危険ですので、乗り物での来院は、ご遠慮ください。

メガネ処方希望される方は、今お使いの眼鏡をご持参ください。老眼鏡をお使いの方も同様に持参ください。

新規のコンタクトレンズの処方できません。現在お使いの商品を継続使用される方のみ処方箋を発行することができます。レンズの詳細が分かるように左右の現物を持参ください。

眼科検査は一般的に大変時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

《受付時間》
午前8時30分～11時
午後1時30分～3時30分

産科・婦人科

【母島】

《日時》 5月12日(木)

【父島】

《日時》 5月16日(月)、17日(火)、19日(木)、20日(金)

予約制です。平日(水曜日を除く)午後1時30分～5時の間にお問い合わせください。

眼科・産科・婦人科共通

【場所】

《父島》 小笠原村診療所
《母島》 母島診療所

問合せ先 小笠原村診療所 2 3800
母島診療所 3 2115

心身障害者(児)巡回相談

東京都心身障害者福祉センターでは、巡回相談を行います。

相談できる内容は、目(視覚障害)、耳(聴覚障害)、肢体不自由に限らせていただきます。本相談は隔年での実施となりますので、この機会をぜひご利用ください(予約制です)。

【父島】

《日時》 5月18日(水)午後2時～5時
19日(木)

午前9時～午後5時

《場所》 地域福祉センター多目的ホール

《日時》 5月20日(金)午前10時～正午
《場所》 母島支所

【対象者】

身体障害者手帳を取得したい方
《障害部位》 目、耳、肢体不自由

身体障害者手帳が交付されている方で、内容の変更をしたい方

身体障害者手帳が交付されている方で、車いす、下肢装具、補聴器等の補装具が必要な方および修理が必要な方。

ただし、一般的なT字型杖の交付および介護保険法対象者(65歳以上の障害者)の車

いす(標準型)の交付は除きます。
【予約期限】 4月14日(木)

予約されていないと会場にお越しになっても相談することはできません。

申込み・問合せ先
村民課福祉係

2 3939

乳幼児健診・歯科健診

対象者の方には、個別に通知します。

6歳未満の乳幼児で健診を希望される方は、お手数ですが、事前に電話でのご予約をお願いいたします。

【対象者】 4か月、7か月、10か月、1歳6か月、3歳の乳幼児

【父島】

《日時》 4月14日(木)午後2時～3時
《場所》 地域福祉センター2階会議室

【母島】

《日時》 4月21日(木)午後2時～3時
《場所》 母島診療所2階カンファレンスルーム

問合せ先 村民課福祉係 2 3939
母島支所 3 2111

ヘルスアップ教室(父島)

今回は、ウォーキングです。

【対象者】 20歳以上の方(医師から運動を止められている方は、ご相談ください)

【日時】 4月15日(金)
午前9時30分～11時30分

【集合場所】 地域福祉センター入口
【必要なもの】 運動靴、タオル、飲み物
雨天時は、室内で実施します。

問合せ先 村民課福祉係 2 3939

いきいき体操教室2011(父島)

いきいき体操教室2011を開講します。事前の申し込みが必要です。

【対象者】 60歳以上の村民の方

環境・自然のページ

世界遺産のコーナー

新しく小笠原村の村民となられた方々へ

【世界自然遺産登録を目指して】

現在小笠原村は、世界遺産条約に基づく世界自然遺産の登録を目指しています。平成 22 年 1 月に世界遺産としての価値を示した「推薦書」をユネスコの世界遺産委員会事務局に提出し、同年 7 月に 2 名の調査員による現地調査が行われました。そして、平成 23 年 6 月の第 35 回世界遺産委員会でも小笠原諸島の世界自然遺産登録の可否が決定します。

【特殊で繊細な小笠原の自然】

小笠原諸島は、その誕生以来、大陸と陸続きになったことが無い海洋島です。偶然流れ着いた動植物が独自の進化を遂げており、その結果、多くの固有種を見ることが出来ます。

このような小笠原の固有種は、外敵から身を守る方法を知りません。環境の変化や外敵の侵入に対しても弱いのです。

【小笠原の自然を守るために】

小笠原の生態系は、人間の活動によって持ち込まれた「外来種」の影響により急速に失われます。新たな外来種問題を作らないためにも、島外から動植物を持ち込まない

【日時】 火曜日と木曜日(祝祭日は除く)
午前 9 時 30 分～ 11 時

【場所】 地域福祉センター 2 階大会議室

【持ち物】 タオル、上履、運動に適した服装
【内容】 身体バランスと整える運動を中心に健康に役立つ豆知識や脳トレ等、体操初心者・中級者向けの内容です。

【申込先】 村役場村民課福祉係または、地域福祉センター

問合せ先 明老会 2 3911

いよう村民の皆様のご協力をお願いいたします。

父島、母島以外の属島に上陸する場合は、荷物にグリーンアンールなどが紛れ込んでいないかチェックするとともに、衣服に外来植物の種がついていないか確認しましょう。

陸産目類の一番の天敵であるプラナリアの拡散を防ぐため、他の島に行く場合はもちろん、島内の移動時靴底の泥落としや海水洗浄を行うよう心がけましょう。

【小笠原村飼いのネコ適正飼養条例】

小笠原では、捨てられたノネコが貴重な動物や鳥たちを捕食し、生態系をこわしています。小笠原村では、「小笠原村飼いのネコ適正飼養条例」によって、村への飼いのネコ登録、「マイクロチップ」の挿入、「遺棄の禁止」公共の場所や他人の土地を清潔に保つこと」などが義務付けられています。

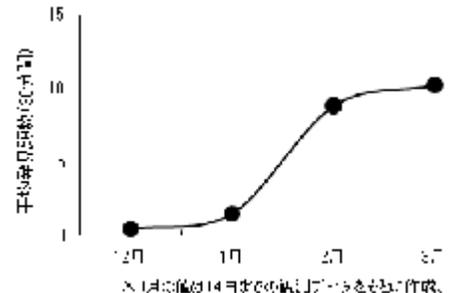
村への飼いのネコ登録がまだお済みでない方は、村役場総務課企画政策室または母島支所にて登録を済ませてください。(登録料は、1 頭目 500 円、2 頭目以降 350 円) また、マイクロチップによって飼いのネコとノラネコの区別をしていますので、マイクロチップの入っていないネコは、ノラネコと見なされる場合があります。村の巡回診療などを利用して、マイクロチップの挿入をお願いします。

問合せ先 総務課企画政策室 2 3111

小笠原ホエールウォッチング協会(OWA)のコーナー

今年もクジラは元気です

現在、ザトウクジラのウォッチングシーズン真っ盛り。ザトウクジラが小笠原に来遊する 12 月から 5 月にかけての約半年間、海況が良い日はほぼ毎朝 30 分間、ウエザーステーションでザトウクジラの定点観測調査を行っています。グラフは現在調査継続中の今シ



ザトウクジラ平均発見頭数

ズンの平均発見頭数をまとめたものです。

12 月と 1 月に少なかった平均発見頭数が 2 月になると急激に増加し、3 月にピークに達している様子が分かるかと思えます。母島では観測調査は行っていませんが、2 月と

3 月に、はじめ丸で実施した船内イベントの解説員より、毎便はじめ丸からも数多くのザトウクジラを目撃している、という情報が寄せられています。シーズン後半はどのような出現傾向となるのか楽しみます。

ちなみに今シーズンの初ザトウクジラは 11 月 21 日でした。「いよいよよシーズンだ」、と思っていたはずなのに気が付けば、あつという間にシーズン後半へと突入しました。

でも、まだまだザトウクジラのシーズンは続きます。乞うご期待！

問合せ先

一般社団法人

小笠原ホエールウォッチング協会

2 3215

海洋センターだより その 119

人工ふ化放流事業 100 周年

シンポジウム結果報告

3 月 4 日に地域福祉センターにて開催されたシンポジウムは総勢 200 名を超え大盛況でした。

副村長の開会のご挨拶の次は、小笠原村小学校 5 年生の発表でした。「アオウミガメの旅」を生徒全員で合唱した後は、総合学習で 1 年間かけて学んだウミガメの知識をクイズ

形式で行いました。会場からは「へえ」「知らなかった」などの声も上がり大変盛り上がりしました。

エバラスティング・ネイチャーから「ウミガメは減っているか?」小笠原のアオウミガメ「人工ふ化放流事業のあゆみ」の発表がありました。内容は、世界的に見たウミガメは捕獲・混獲・人間の経済活動・政治的理由などの減少要因がある一方で、国際自然保護連合・ワシントン条約・ボン条約・天然記念物などに指定され守られている事。小笠原海洋センターで実施している調査や



小笠原村小学校 5 年生の皆さん

研究などから、短期飼育後に標識放流したウミガメは再捕獲により、日本の太平洋沿岸へ向かう事が判ってきたことや、人工ふ化放流事業が始まった経緯や 100 年に渡る歴史の紹介、これからも小笠原では継続してモニタリング調査をする必要性があることについて話をしました。

最後の招待講演では日本ウミガメ協議会主任研究員の松沢慶将博士から「人工ふ化放流事業の意義と課題」という題目で、小笠原の人工ふ化放流事業が世界の先駆けになった事や、短期育成放流が今後非常に重要になって来る事、世界の現状なども含めた大変興味深いお話を頂きました。

お忙しい中、参加いただきました皆様から心からお礼申し上げます。

問合せ先 小笠原海洋センター

2 2830

NPO 法人 エバラスティング・ネイチャー
ホームページ <http://borin-ocean.net>

けんこう通信

村民課福祉係
第 134 号

健康な体づくりを心がけて 病気を予防しましょう



新年度がはじまり、進学・進級したり、職場でも異動や転勤になったりと、新しい環境に変わった方も多いと思います。そうです、新しい節目となる時期でもあります。

ここで、もう一度今までの生活習慣を見直して、1年間元気に過ごせるように健康な体づくりをしていきましょう！

食生活の見直しを

健康な体は毎日の食事から。ポイントを参考に、食生活をもう一度見直して見ましょう。

1日3食、バランスよく食べる
食事は腹八分目、お酒はほどほどに
脂っこい料理と塩分はなるべく控えて

「今日は食べすぎた！」というときは、2~3日の中で調整をしたり、運動量を増やすなど柔軟な気持ちで気を付けていきましょう。

適度な運動習慣を

運動は、脂肪を燃焼させて体重増加を防いだり、血行を促進したりする効果があります。また、便秘の解消、ストレス発散、肩こり・腰痛の予防、老化の予防などにも効果的です。

毎日できるだけ「歩く」習慣を
ライフスタイルに運動を取り入れて

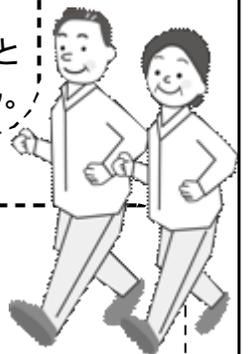
なかなか運動が続かない方は、日常生活の中でこまめに動くだけでも違います。続けて何分以上動かないと脂肪が消費できない、ということはありません。

ストレス発散と十分な睡眠を

睡眠やこころの健康は、食事や運動とともに「健康な体」を作るために不可欠な要素です。

「このくらい大丈夫」と思わない
自分なりのストレス解消法を見つける
良質の睡眠をたっぷりとる

身体が弱るところも不安定になります。ぐったりと疲れている時、体調がいまいちだなあと感じた時は、無理せず休みましょう。ただし、お酒を飲んでも悩みや不安は解消されません。



「治療」の前にまずは「予防」を！

1年に1回は健康診断を！

病気を未然に防ぐため、また万が一の病気を早期発見・治療するためには健康診断が有効です。結果はよく読み、食事や生活の見直しに役立てましょう。

体調の変化を把握したり、継続的に検査結果を比較したりするためにも、なくさないように保管しておきましょう。

健康診断結果票をまだ取りに来ていない方がいますので、すぐに福祉係、母島支所に取りに行きましょう。

クジラ：東北地方太平洋沖大震災、津波により被災された方々にお見舞いを申し上げます。昨年度は小笠原でも、台風、地震、津波と自然災害の危機にさらされる機会が多かったと思います。またインフルエンザの流行もありましたね。

保健師：自然災害は、いつ起こるかわかりません。感染症も感染経路によっては広がりやすくなってしまいます。被災地の方々の様子を見ていて、日々の健康管理の大切さを改めて見直しました。

クジラ：そうですね、私も1日1日を大切に生きようと思いました。日々の生活を見直して、体調を崩さないようにしていきたいです！

保健師：1日1日を大切に過ごしましょうね。

クジラの伝言板



村民課福祉係

2-3939

4月のカレンダー

日付	曜日	行事予定	日付	曜日	行事予定
1	金	固定資産価格等縦覧帳の縦覧(～30) 防災行政無線の定時チャイム変更 公社と協同で行う人材育成事業申込開始(5/31)	16	土	入港日  東京三弁護士会による法律相談(母島) グラウンドゴルフ月例会開催
2	土		17	日	眼科専門診療(父島～21) 東京三弁護士会による法律相談(父島) 高校図書館開放
3	日	入港日  高校図書館開放	18	月	東京都小笠原住宅あき家入居者募集開始(～5/6)
4	月		19	火	出港日 
5	火		20	水	
6	水	出港日 	21	木	乳幼児健診・歯科健診(母島) 父島ノヤギ駆除(村)
7	木	定期予防接種	22	金	眼科専門診療(母島～23、25) 原付免許学科試験申込締切 電話による無料法律相談
8	金		23	土	入港日  小笠原村議会議員選挙繰上投票日(母島) 原付免許学科試験 こどもの読書週間開始(～5/12)
9	土	入港日  東京都知事選挙繰上投票日(母島)	24	日	小笠原村議会議員選挙投票日(父島) 高校図書館開放
10	日	東京都知事選挙投票日(父島) 高校図書館開放	25	月	地域振興に係る補助事業申込締切
11	月	母島巡回労働相談	26	火	出港日 
12	火	出港日 	27	水	ビーチクリーン(宮之浜)
13	水	村民意見・提案・相談受付 狂犬病予防注射と犬の登録(父島)	28	木	被災証明書の発行申請締切 東京諸島特産品PRスタッフ申込締切
14	木	狂犬病予防注射と犬の登録(母島) 乳幼児健診・歯科健診(父島) 心身障害者(児)巡回相談申込締切	29	金	昭和の日
15	金	行政相談所の開設 森林生態系保護地域への入林受付および簡易講習 ヘルスアップ教室(父島) グラウンドゴルフ月例会申込締切	30	土	 入・出港日  父島上級救命講習会申込締切